

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区羽田四丁目10番6号

氏名 有限会社権田商事  
代表取締役 権田 秀之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 3月13日

許可の有効年月日 平成34年 3月12日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残  
さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む)

(以上11種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず

(以上3種類)

## 2 積替え保管施設

住所：東京都大田区東糞谷六丁目6番15号

施設面積：61.5㎡

最大保管高さ：1.25m

産業廃棄物の種類	保管量
廃プラスチック類	フレコンバッグ2袋：2m <sup>3</sup>
金属くず	フレコンバッグ2袋：2m <sup>3</sup>
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	フレコンバッグ2袋：2m <sup>3</sup>
廃プラスチック類・金属くず・ ガラス・コンクリート・陶磁器くず	フレコンバッグ2袋：2m <sup>3</sup>

## 3 許可の条件

(1) 積替え保管の作業時間は、原則として7時から16時までとする。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」  
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 3月13日 新規許可

平成 29年 3月13日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

